

○ 担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第3 事業の内容 事業実施主体に担い手経営発展支援基金（以下「経営発展支援基金」という。）を設置し、その果実及び取崩しにより、以下のとおり、利子助成対象資金について、対象要件を満たす借入者に対し、利子助成金を交付するものとする。</p> <p>1 利子助成対象資金 （1）（略） （2）令和3年1月28日以降に国又は都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金（農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）第2の1に規定する農業近代化資金をいう。以下同じ。）であって、認定農業者等（農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知。以下「近代化要綱」という。）第2の1の（1）の<u>ア</u>に掲げる者をいう。）に対して融通されるもの</p> <p><u>ただし、近代化要綱第2の3の（1）の<u>カ</u>の（<u>ア</u>）及び（<u>イ</u>）の内容に合致する資金を除く。</u> （削る。） （削る。）</p> <p>2 対象要件 （1）次の<u>ア</u>から<u>ウ</u>までの<u>いずれかに</u>該当する者であって、T P P等</p>	<p>第3 事業の内容 事業実施主体に担い手経営発展支援基金（以下「経営発展支援基金」という。）を設置し、その果実及び取崩しにより、以下のとおり、利子助成対象資金について、対象要件を満たす借入者に対し、利子助成金を交付するものとする。</p> <p>1 利子助成対象資金 （1）（略） （2）令和3年1月28日以降に国又は都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金（農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）第2の1に規定する農業近代化資金をいう。以下同じ。）であって、認定農業者等（農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知。以下「近代化要綱」という。）第2の1の（1）の<u>ア</u>に掲げる者及び農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知。以下「ガイドライン」という。）第2の1の（1）の<u>ア</u>に掲げる者に合致する者をいう。以下同じ。）に対して融通されるもの（当該資金の貸付額が個人にあっては1,800万円以下、法人にあっては3,600万円以下の部分に限る。）</p> <p>ただし、<u>以下の<u>ア</u>及び<u>イ</u>に掲げるものを除く。</u></p> <p><u>ア 近代化要綱第2の3の（1）の<u>カ</u>の（<u>ア</u>）及び（<u>イ</u>）の資金</u> <u>イ ガイドライン第2の3の（1）の<u>カ</u>の（<u>ア</u>）及び（<u>イ</u>）に掲げる資金の内容に合致する資金</u> なお、本事業のほか、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業その他の農業近代化資金に係る利子助成事業（金利水準が0%となるまでの幅（ただし、2%を上限）を助成するものであって、災害関連は除く。）の対象となった貸付残高と通算して、個人にあっては1,800万円まで、法人にあっては3,600万円までの貸付額についてを利子助成の対象とする。</p> <p>2 対象要件 （1）次の<u>ア</u>又は<u>イ</u>に該当する者であって、T P P等による経営環境</p>

による経営環境変化に対応して、新たに取り組む規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に係る計画（以下「経営展開計画」という。）について別記様式第1号を作成し、その計画の実行により経営改善が見込まれる者

ア・イ （略）

ウ 地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出していることの証明を受けたものに限る。）

(2) (略)

3・4 (略)

5 融資枠

(1) 農業経営基盤強化資金

6,420億円

(2) (略)

6 (略)

変化に対応して、新たに取り組む規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に係る計画（以下「経営展開計画」という。）について別記様式第1号を作成し、その計画の実行により経営改善が見込まれる者

ア・イ （略）

(新設)

(2) (略)

3・4 (略)

5 融資枠

(1) 農業経営基盤強化資金

5,700億円

(2) (略)

6 (略)

別記様式 第1号 (第3の2)

経営展開計画 (兼取組確認表)

(略)

該当する項目に チェック	<input type="checkbox"/> 実質化された人・農地プラン等の中心となる経営体 <input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者 <input checked="" type="checkbox"/> <u>地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者</u>
-----------------	--

(略)

(記入例)

経営展開計画 (兼取組確認表)

(略)

該当する項目に チェック	<input type="checkbox"/> 実質化された人・農地プラン等の中心となる経営体
-----------------	--

別記様式 第1号 (第3の2)

経営展開計画 (兼取組確認表)

(略)

該当する項目に チェック	<input type="checkbox"/> 実質化された人・農地プラン等の中心となる経営体 <input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者 <input checked="" type="checkbox"/> (新設)
-----------------	--

(略)

(記入例)

経営展開計画 (兼取組確認表)

(略)

該当する項目に チェック	<input type="checkbox"/> 実質化された人・農地プラン等の中心となる経営体
-----------------	--

<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者 <input type="checkbox"/> <u>地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者</u>	<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者 (新設)
(略)	(略)

附 則 (令和4年3月31日付け3経営第3159号)

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現に第4の2により利子助成金の交付決定を受けている者に対する本要綱の規定の適用については、なお従前の例による。